

平成 26 年度

第 3 次沼津市男女共同参画基本計画
実施状況報告書

平成 27 年 10 月

沼津市企画部市民協働課

平成 26 年度第 3 次沼津市男女共同参画基本計画実施状況報告

沼津市男女共同参画推進委員会は、沼津市男女共同参画推進条例第 17 条に基づき、第 3 次沼津市男女共同参画基本計画に掲げた事業の取組状況等について調査を実施した。

その取組状況について、同委員会の意見を付し、同条例第 14 条に基づき報告する。

1. 報告の対象

(1) 第 3 次沼津市男女共同参画基本計画について

第 3 次沼津市男女共同参画基本計画は、誰もが心豊かに生活できる男女共同参画社会の実現を目指して、本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点に立った取り組みを推進していくことを目的として策定したものであり、沼津市男女共同参画推進条例第 3 条に掲げている 6 つの基本理念に対して、13 の基本的施策及び 92 の事業により構成されている。

また、同計画については、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を実施期間として、有識者及び公募市民等で構成された沼津市男女共同参画推進委員会が計画に掲げた事業の取組状況等についての調査及び審議を行っている。

(2) 対象

第 3 次沼津市男女共同参画基本計画

事業所管課：19 課 92 施策

(3) 調査実施日

第 1 回 平成 27 年 6 月 8 日 (13 課 77 施策)

第 2 回 平成 27 年 6 月 30 日 (6 課 15 施策)

(4) 調査の方法

各事業所管課から提出された推進調査票をもとに、沼津市男女共同参画推進委員会がヒアリングを実施し、客観的な立場から基本理念に沿った事業の取り組みがなされているかの調査及び審議、また必要な助言等を行った。

(5) 報告書の形式

各事業所管課は、第 3 次沼津市男女共同参画推進計画に掲げる 92 の事業に対して、「取組状況」及び「事業実績」の視点から自己評価を行っている。

これを 13 の基本的施策に分類して、それぞれの基本的施策における評価を示すとともに、全体の取組状況における沼津市男女共同参画推進委員会の総括及び個々の事業に対する委員からの主要な意見を記載した。

2. 総括意見

第3次沼津市男女共同参画基本計画は、その目的及び基本理念の設定について、男女共同参画の基本的問題意識をしっかりと踏まえたものとなっており、計画を推進していくための具体的な施策についても、現在重要と考えられるテーマを網羅的に掲げた適切な構成となっている。

この計画を着実に推進していくことにより、沼津市における男女共同参画の大きな進展が期待できるものと評価できるものである。

その前提の元で、年度ごとの具体的な施策推進内容についての審議が本委員会の主たる役割である。

平成26年度の推進内容については、これまで例年指摘してきた個々の施策担当課ごとの取組姿勢の温度差や、取組結果の自己評価の基準のあいまいさなどの問題点は依然として完全に解消されるには至っていないものの、25年度に比較して取組姿勢のバラつきは減少し、取組自体の内容や評価方法についてもこれまでの問題点の解決を図ろうとする動きもいくつかの担当課では顕著に認められるなど、全体としては改善の方向が認められるようになってきたと総括することができよう。

従来から指摘してきたように、男女共同参画施策に行政が取り組む必要性、また各担当課の担当施策に関する男女共同参画の観点から見た意義などについては、まずもってすべての施策担当課が十分かつ確に理解し共通認識を深めて施策遂行に当たることが肝要である。この点では25年度と比較して、相対的にこうした対応がより多くの担当課で着実に実現しつつあることはさしあたり望ましい変化とすることができる。

とはいえ、一部ではあるが、施策の内容、趣旨について、いまだにその意義や必要性の理解という点で形式的なレベルに止まり、「男女共同参画の視点」に立ってそのポイントを的確に理解した上で施策の遂行や改善に努めるといった姿勢が不十分なままの担当課が散見されたことは残念と言わざるをえない。推進委員会においても各委員からこうした点を厳しく指摘され、施策推進のあり方を再考する経験を持つこととなった担当者も多いが、このことが男女共同参画の視点という意味についてあらためて熟考する機会となることで、今後の各担当者の施策推進内容の改善につながることを期待したい。また引き続きあらゆる機会をとらえて、職員全体、さらにはとりわけ管理職を対象とした男女共同参画の基礎研修等を継続的に実施していくことの重要性も併せて指摘しておきたい。

またこれも繰り返し指摘してきたことだが、年次計画の担当課ごとの自己評価について可能な限り統一的で標準化された自己評価形式の定着を図るという方向については、25年度に比較して様式の恣意的な使い方や記述の方のバラつきなどに関してさらに整理と改善が進んだことは高く評価できる点である。とはいえまだ若干の担当課では依然として記述内容に粗さが目立ち、とりわけ成果が客観的に数値化されにくい項目についてまだ多少漠然とした印象に基づく記述に終始している部分があったことは、やはり今後の改善を要する問題であろう。特に、たとえば講座やセミナー等の啓発事業実施結果の報告記述において、分野を問わず本施策の実施に当たって不可欠の基礎情報であるはずの参加者の男女比といった数値の記載もないもののがかなり目立ったことは残念であった。こうした傾向からも、かなりの改善が進んだとはいえ、まだ男女共同参画施策としての各事業、施策の意義への理解が担当課において適切に浸透していないことがうかがい知れる。重ねて強調するが、やはり最後は

各担当課が本質的に男女共同参画の意義を理解して個々の事業を展開できるというレベルに達していることが施策遂行の最低条件ということができよう。

今年度は、国の第4次男女共同参画基本計画の内容もほぼ固まり、また女性活躍推進法も成立するなど、男女共同参画政策が全国レベルで新たな動きに向けて大きな転換期を迎えているといえる。この中で、沼津市の場合、人口流出・人口減少という自治体としての存立基盤に関わる深刻な喫緊の課題を抱える現状が存在しているが、しかしここへきて市長はじめ市政のトップにおいて、こうした問題への危機意識の深まりによって、男女共同参画の推進がこの喫緊の課題解決への必須の条件となるという強い意志が確認されつつあることは大いに心強い傾向といえる。こうした新しい動向もしっかり反映させながら、第3次沼津市男女共同参画基本計画の仕上げを念頭に置いた取組が今後は一層求められてくるだけに、26年度の計画実施内容を各課があらためてしっかり反省して、これからも望ましい方向への施策改善に向けてさらに努力を重ねられることを強く望みたい。

沼津市男女共同参画推進委員会
委員長 犬塚 協太

3. 特筆すべき意見（提言）

協議の結果、委員会として、特に下記の問題について、早急かつ重点的な取組が必要との結論に達したため、昨年度に引き続き、これを「特筆すべき意見」として市へ提言する。積極的な対応を強く要望したい。

「PTA組織内の母親委員（母親代表）の役職廃止の検討について」

沼津市PTA連絡協議会、及び市内各単位PTA組織内に存する母親委員または母親代表（以下、母親委員等）の役職、並びに女性のみ特定の役割を固定化しようとする認識は“社会的文化的性差別、偏見”に基づくものである。

しかしながら、平成27年度静岡県PTA連絡協議会定期総会において、母親委員会に関連する規約等の一部改正が承認され、家庭教育委員会へと改正がなされたことにより、父親参画の門戸が開かれるなどの改善が見られている。

沼津市PTA連絡協議会、及び市内各単位PTA組織においても、男女に関わらず着任できるよう母親委員等の内容の改正を検討されたい。

沼津市男女共同参画推進委員会
委員一同

4. その他の意見

各事業における委員からの主要な意見は次のとおりである。

(1) 男女の人権を尊重する教育の充実

ア 一つの教材を継続使用するだけでなく、より身近な人権問題などの教材の活用を検討されたい。

(2) 男女共同参画意識の育成

- ア 保護者への研修会について、日程設定を工夫して実施されたい。
- イ 効果的な副教材について積極的な情報収集をしてほしい。
- ウ 正規のカリキュラムにはなく、男女共同参画の視点で問題のある行動様式、意識などが、児童生徒に浸透することを防ぐため、教職員には問題の意識化を図ってほしい。

(3) 就労の場における男女平等の推進

- ア 男女共同参画推進事業所認定制度における事業所の新たなメリットについて検討されたい。

(4) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ア 市職員の昇任・降任等の希望調査について、可能な限り具体的な項目を選択肢として掲げるなどの工夫をして調査を行い、情報収集してほしい。

(5) 女性の人材育成支援

- ア 開催支援や情報提供に留まらない担当課の独自性のある踏み込んだ取り組みを進めてほしい。

(6) 仕事と生活の調和実現のための職場環境づくり

- ア 男性の市職員の育児休暇取得について、取得を検討する時期において当事者個人の問題ではなく、市役所としての男女共同参画の姿勢を市民に対して示すための実績となることを理解し、今以上に積極的なPRを進めてほしい。
- イ 男女共同参画推進事業所認定制度における事業所の新たなメリットについて検討されたい。

(7) 仕事と生活の調和実現のための家庭・地域環境づくり

- ア 特に男性は講座等に参加できる日程の制約が大きいことを鑑みて、日程の設定に十分留意してほしい。
- イ 対象者を同じくする他の事業（国・県含め）と連携してのPRを検討されたい。
- ウ 母子家庭では特に経済的貧困の問題があり、母子家庭の貧困を発生させる要因分析や貧困への対策を進める必要がある。不利な条件の中で働かざるを得ない実態を把握し、母子家庭のライフスタイルの特徴に対してきめ細かく把握し、実態に応じた対応をしてもらいたい。
- エ 若い世代の参加増を図るとともに、男性全体の参加増を図れるよう取り組まれない。
- オ 地域福祉や高齢者福祉に関する事業について、地域住民の視点では市の複数の部署や社会福祉協議会にて類似の行事を開催し、重複しているように見える。事業の整理を行い、行政の横の連携・調整や共催などを検討してほしい。

(8) 男女の生涯における良好な生活支援

- ア 公共性、公益性の高い既存の高齢者団体だけでなく、多様な高齢者団体を支援できる体制の構築を検討してほしい。

イ 誰もが参加できるイベントの開催について、福祉部局と教育委員会などで連携して事業を進めてほしい。

ウ ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進において、一方の性別に偏っていた箇所にも男女共同参画の視点を入れてほしい。

(9) 在住外国人と地域参画支援と相談体制の充実

ア 子どもの地域参加が契機となり、その母親などが参画する成功例が多いことから、子どもや女性が参加しやすい企画の立案を検討されたい。

5. 評価

第3次沼津市男女共同参画基本計画に掲げる92の事業に対して、「取組状況」及び「事業実績」の視点から自己評価を行った結果は、次のとおりである。

凡 例	
事業の取組状況	A : 計画どおり取り組みができた
	B : 概ね計画どおり取り組みができた
	C : 取り組みが不十分であった
	D : 取り組みができなかった
事業実績	A : 想定以上の実績
	B : 想定どおりの実績
	C : 想定以下の実績

基本的施策1 男女の人権を尊重する教育の充実

施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1) 男女の人権を尊重するための意識啓発	3	0	3	0	0	0	3	0	2
(2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実	3	1	2	0	0	0	3	0	2
事業内訳	6	1	5	0	0	0	6	0	4

基本的施策2 女性に対する暴力等の根絶

施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1) セクハラやDV等女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進	5	1	2	0	0	0	3	0	4
(2) 被害者への相談体制の充実と自立支援	5	3	4	0	0	2	5	0	2
事業内訳	10	4	6	0	0	2	8	0	6

基本的施策3 男女共同参画意識の育成									
施策の方向	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)市役所における男女共同参画意識の育成	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(2)教育・保育の場での男女共同参画意識の育成	7	1	6	0	0	1	6	0	3
(3)地域社会での男女共同参画意識の育成	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(4)就労の場での男女共同参画意識の育成	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(5)男女共同参画推進のための調査・研究・広報活動	2	2	0	0	0	1	1	0	1
事業内訳	12	3	9	0	0	2	10	0	7

基本的施策4 地域社会における男女共同参画促進									
施策の方向	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)地域活動や市民活動への男女の対等な参画促進	3	0	3	0	0	0	3	0	2
(2)NPO・ボランティア団体等の育成および活動支援	4	4	0	0	0	1	3	0	2
事業内訳	7	4	3	0	0	1	6	0	4

基本的施策5 就労の場における男女平等の推進									
施策の方向	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)男女の対等な雇用・労働条件確保のための施策の推進	3	0	2	1	0	0	2	1	3
(2)就労の場における男女平等の推進	2	0	2	0	0	0	2	0	1
事業内訳	5	0	4	1	0	0	4	1	4

基本的施策6 政策・方針決定過程への女性の参画促進									
施策の方向	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)市の審議会等への女性の登用促進	2	0	2	0	0	0	1	1	2
(2)市役所・教育の場における女性の積極的登用	3	0	3	0	0	1	2	0	3
(3)企業・諸団体における女性の積極的登用	4	0	3	1	0	0	3	1	3
事業内訳	9	0	8	1	0	1	6	2	8

基本的施策7 女性の人材育成支援									
施策の方向	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)女性人材リストの更新・活用	2	1	1	0	0	0	2	0	2
(2)女性の就業意識・能力開発への支援	3	0	3	0	0	0	3	0	3
事業内訳	5	1	4	0	0	0	5	0	5

基本的施策8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための職場環境づくり									
施策の方向	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)育児・介護休業制度の普及促進	5	0	4	1	0	0	4	1	5
(2)女性の就職・再就職への支援	2	1	1	0	0	1	1	0	2
事業内訳	7	1	5	1	0	1	5	1	7

基本的施策9 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための家庭・地域環境づくり									
施策の方向	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)ワーク・ライフ・バランス実現のための学習支援	3	1	2	0	0	0	3	0	2
(2)ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	6	2	4	0	0	1	5	0	3
事業内訳	9	3	6	0	0	1	8	0	5

基本的施策10 男女の互いの性の尊重									
施策の方向	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)性に関する学習機会の充実	4	2	2	0	0	0	4	0	2
(2)生涯にわたる男女の健康支援	5	3	2	0	0	1	4	0	3
事業内訳	9	5	4	0	0	1	8	0	5

基本的施策11 男女の生涯における良好な生活支援									
施策の方向	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)健康づくりや生きがいづくりへの支援	4	3	1	0	0	0	4	0	2
(2)高齢者・障がい者の社会参加支援	5	3	2	0	0	0	5	0	2
事業内訳	9	6	3	0	0	0	9	0	4

基本的施策12 国際的視野の下での男女共同参画理解の促進

施策の方向	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)国際社会の動向や情報の収集・提供	1	0	1	0	0	0	1	0	1
事業内訳	1	0	1	0	0	0	1	0	1

基本的施策13 国際協調による男女共同参画の促進

施策の方向	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)多様な文化や価値観に理解を深めるための国	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(2)在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実	2	0	2	0	0	0	2	0	1
事業内訳	3	0	3	0	0	0	3	0	2

沼津市男女共同参画施策実施状況まとめ

基本目標	該当 事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
基本的施策1	6	1	5	0	0	0	6	0	4
基本的施策2	10	4	6	0	0	2	8	0	6
基本的施策3	12	3	9	0	0	2	10	0	7
基本的施策4	7	4	3	0	0	1	6	0	4
基本的施策5	5	0	4	1	0	0	4	1	4
基本的施策6	9	0	8	1	0	1	6	2	8
基本的施策7	5	1	4	0	0	0	5	0	5
基本的施策8	7	1	5	1	0	1	5	1	7
基本的施策9	9	3	6	0	0	1	8	0	5
基本的施策10	9	5	4	0	0	1	8	0	5
基本的施策11	9	6	3	0	0	0	9	0	4
基本的施策12	1	0	1	0	0	0	1	0	1
基本的施策13	3	0	3	0	0	0	3	0	2
全事業総評価	92	28	61	3	0	9	79	4	62

平成26年度の「事業の取組状況」については、「A」28項目、「B」61項目、「C」3項目、「D」0項目であり、「事業実績」については、「A」9項目、「B」79項目、「C」4項目である。